

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：柱本地域棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

芋谷の棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全及び農業の振興

1) 耕作放棄の防止

- ・令和 11 年度までに芋谷の棚田における維持管理農地（369a）のうち 32a 以上で作付を行い、作付面積の拡大を図る。

2) 担い手の確保

- ・芋谷の棚田における地域計画を基に、令和 11 年度までに地域内の農業を担う者への農地集積率を現状の 10%から 20%へ増加させる。

3) 付加価値の向上

- ・高野山麓農産物産地化協議会と連携し、芋谷の棚田における高野山麓精進野菜の作付け園地として登録した 20a で高野山麓精進野菜のブランド化への取り組みを継続し、さらなる付加価値の向上に努める。

(2) 棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮

1) 自然環境の保全・活用

- ・令和 11 年度までに教育機関等と連携し、環境教育の一環として農業体験の実施を継続するとともに、新たに棚田散策イベントや里山の生き物観察などのイベントを実施する。
- ・令和 11 年度までに獣害柵の設置を行い、既存の獣害柵と合わせて覆う面積を現状の 5ha から 6.4ha へ増加させる。
また、獣害柵は年一度以上点検を行い管理補修に努めるとともに、被害が発生した場合は速やかに発生原因の特定と補修・強化に取り組む。
- ・良好な景観の維持に努める。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

1) 棚田における都市農村交流による関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和 11 年度までに棚田オーナーへの取り組みを現状の 10 組から延べ 25 組にする。
- ・芋谷の棚田で農業体験（田植え・草取り・稲刈り）や棚田キャンプイベント、蛍の鑑賞なども可能なビオトープの整備を進める。

今まで行ってきた農業体験などのイベントを継続し、また新たに棚田キャンプなどのイベントなどを実施することで、開催を通じて都市との交流を行い、棚田の魅力を体感してもらうことでさらなる関係人口の拡大を図り、地域の活力増加につなげる。

- ・地域外からの棚田への訪問を促し、棚田の持つ多様な魅力と維持保全する取り組みに理解を求めるため、体験型観光を受け入れるなど、観光等分野との連携を推進する。また引き続き棚田カードの配布を促進する。

3 計画期間

認定の月から令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動計画の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

1) 棚田等の保全及び農業の振興

①耕作放棄の防止

- ・中山間地域等直接支払事業による集落ぐるみの保全活動や新規就農者の参入、担い手への農地集積を行うことで芋谷の棚田での耕作放棄地を減少させる。

②担い手の確保

- ・令和6年度に作成した地域計画を基に、地域農業の担い手となる認定農業者や認定新規就農者を確保するための話し合いを年1回行い、農地集積率を向上させる。
- ・担い手が農業経営を安定的に行えるよう農産物被害防止のための鳥獣被害防止柵を整備する。

③付加価値の向上

- ・栽培の必須となる高野山麓精進野菜栽培講習会等に参加、高野山麓農産物産地化協議会とともに連携し、地域野菜のブランド化や単価の向上を行い、棚田における高付加価値農業を実践する。

2) 棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮

①自然環境の保全・活用

- ・地元の教育機関等と連携し、棚田で実施する農業体験を通じた環境教育の一環として、生物多様性、食育、伝統文化など棚田の重要性の体感、理解度を高めるとともに将来の担い手となりうる人材の育成に取り組む。
- ・獣害柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。また、被害が発生した場合には害獣の侵入経路の確認、獣害柵の改善を速やかに実施し、地域の獣害に対する耐性を高める。
- ・地域ぐるみの景観の維持につとめ、棚田カードなどを通じた写真撮影者などの来訪客を増やすよう良好な景観の保全に努める。

3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・SNS等によるPRにより棚田オーナーを増加させ、関係人口の創出・拡大を図る
- ・芋谷の棚田で集落外の教育機関等に向けた自然ふれあいイベント（田植え体

験や宿泊体験、収穫感謝祭、里山学校、生物多様性フォーラム）を、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。

- ・散策イベントを開催、棚田カードを配布することにより、地域外からの棚田への訪問を促し、棚田の持つ多様な魅力と維持保全する取り組みに理解を得る。
- ・棚田周辺の展望台を整備、合わせて遊歩道や新たに看板を設置するなど、関係人口の受け入れ体制を整備する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない幼稚園児、小学生は、棚田地域活性化のための活動への協力を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

柱本地域棚田協議会は地域農業者、農業者団体、地域住民、橋本市、和歌山県で構成。参加者の名称又は氏名については別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項